

# 国民健康保険税 後期高齢者医療制度

問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③） ☎23922



## 令和6年度の国民健康保険税について

国保制度における受益と支出のバランスを踏まえた段階的な税率改定により、持続的に国保事業を運営していくため、令和6年度から下記のとおり改定されます。被保険者の皆さまにはご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

区分	課税対象	税率		医療分（75歳未満）		支援金分（75歳未満）		介護分（40歳以上65歳未満）	
		5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
所得割	前年中の総所得から基礎控除43万円を差し引いた額	5.50%	5.80%	2.10%	2.45%	1.80%	2.00%		
均等割	被保険者1人につき	21,000円	23,500円	8,100円	9,700円	12,000円	14,400円		
平等割	1世帯につき	15,000円	15,400円	5,800円	6,400円	-	-		
課税限度額 (上記の3つの合計額の上限)		65万円	65万円	22万円	24万円	17万円	17万円		

- ※1 国保税は、医療分、支援金分（後期高齢者支援金分）、介護分（介護納付金分）の3つの区分で構成され、それぞれに所得割、均等割、平等割（介護分を除く）があります。これらの合計額が国保税（年額）となります。
- ※2 世帯主及び国保加入者全員の所得の合計が一定規準以下の世帯については、国保税の均等割額と平等割額を減額する軽減措置があり、令和6年度から軽減対象が拡大されます。

## 令和6・7年度後期高齢者医療の保険料率が改定されます

全ての世代で、負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことができるよう医療制度改革が行われました。

- ・高齢者の保険料の伸びを現役世代の支援金の伸びに合わせる見直し
- ・出産育児一時金の費用を後期高齢者制度としても支えていく仕組みの導入
- ・低所得及び中間所得者層の負担軽減を図り所得層間の均衡を保つため、賦課限度額が引き上げられました。

なお、一部の被保険者には、激変緩和措置（※1※2）が講じられます。

### ●令和6・7年度の保険料率等

	令和4・5年度	令和6・7年度
所得割率	8.29%	9.49%（※1）
均等割額	42,500円	47,000円
賦課限度額	66万円	80万円（※2）

○年間保険料の計算方法（①+②の合計）

- ①所得割額：（前年の総所得金額等－基礎控除額43万円）×9.49%（※1）
- ②均等割額：47,000円（100円未満切り捨て）

※1 令和5年の基礎控除後総所得金額等が58万円を超えない方は、令和6年度の所得割率が8.80%となります。

※2 次の方は令和6年度の賦課限度額が73万円となります。

- ・昭和24年3月31日以前に生まれた方
- ・令和7年3月31日以前に障害認定を受け、被保険者の資格を有している方。ただし、昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた方で75歳に達した後に、当該認定を受けた広域連合の区域内に住所を有しなくなった方を除く。

### ●均等割額の軽減対象が拡大されます

区分	令和5年度	令和6年度
7割軽減	43万円+（※）×10万円	43万円+（※）×10万円
5割軽減	43万円+（※）×10万円+29万円×被保険者数	43万円+（※）×10万円+29万円5千円×被保険者数
2割軽減	43万円+（※）×10万円+53万5千円×被保険者数	43万円+（※）×10万円+54万5千円×被保険者数

※一定の給与所得と公的年金所得を有する方の人数－1

# 戸籍証明書の広域交付が始まりました

問合せ先 市民保健課市民係（窓口②） ☎22215



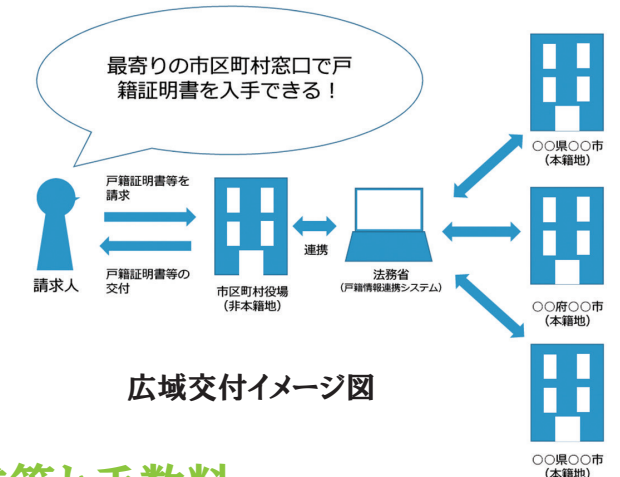
戸籍法の一部改正に伴い、戸籍証明書等の広域交付が令和6年3月1日から始まりました。下田市が本籍地である方へのみ交付を行っていた戸籍謄本等に加え、他の市区町村の戸籍証明書等の請求も可能となります。

## 広域交付でできること

○どこでも戸籍（除籍）謄本が請求できる  
本籍地が遠くにある方でも最寄りの市区町村窓口で戸籍（除籍）謄本を請求できます。

○まとめて戸籍（除籍）謄本が請求できる  
必要な戸籍（除籍）謄本の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村窓口でまとめて請求できます。

※戸籍抄本（個人事項証明書）、附票、身分証明書、独身証明書等については広域交付できません。本籍地にご請求ください。



## 広域交付で請求できる戸籍証明書等と手数料

戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	450円
除籍全部事項証明書、除籍謄本、改製原戸籍謄本	750円

## 請求できる方

1. 申請者ご本人又は配偶者
2. 直系親族の方（祖父母、父母、子、孫など）

※市区町村窓口へ直接ご来庁いただく必要があります。

※複数の本籍地の戸籍をさかのぼりで請求する場合などは、それぞれの本籍地への照会等が必要となることも予想され、即時に交付できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※直近で婚姻届、出生届や死亡届などの戸籍の届出をされていると、事務処理を行っているため、請求できない場合があります。

※郵送や代理人（委任状に基づく代理人、第三者請求や職務上請求など）による請求はできません。

## 本人確認

以下の公的な顔写真付き身分証明書が1点必要です。

○運転免許証 ○マイナンバーカード ○パスポート ○在留カード

※本人確認を厳格に行うため、健康保険証、年金手帳等を複数提示する方法での請求はできません。

## 注意事項

※請求できる方ご本人が、窓口で請求する必要があります（郵送や代理人などによる請求はできません）。

※公的な顔写真付きの身分証明書が必要です。

※戸籍抄本（個人事項証明書）、附票、身分証明書、独身証明書等は広域交付できません。

※電子化されていない一部の戸籍（除籍）謄本は請求できません。

※兄弟姉妹が筆頭者となっている戸籍（除籍）謄本は請求できません。

※システムメンテナンス期間中はご利用できません。

